

## 後援会事業実施報告書

- ・申請教員名：付 月
- ・事業No. 1-39

### 【活動内容】

国際法ゼミナール所属学生1名が、2025年3月4日に国立ハンセン病資料館（〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-13）で実地学習を行った。

この資料館は、1993年6月に「高松宮記念ハンセン病資料館」として設立・開館された。その後、国立の施設として2007年4月に再開館したものである。ハンセン病対策の歴史や療養所での暮らし、患者、回復者とその家族が生き抜いてきた姿について知ることのできる資料館である。患者、回復者とその家族の名誉回復を図るために、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発による偏見・差別の解消を目的としている資料館である。

### 【見学の目的】

1907年に成立した明治40年法律第11号、「癞予防二関する件」が1931年に改正され、強制隔離が始まった。その後、ハンセン病が治る病気となっても、1953年、新たに「らい予防法」という法律が成立し強制隔離は続けられた。国が行った政策により、患者、回復者およびその家族がどのような人権侵害を受けたのか、理解を深めることを目的とする。

### 【実施学習を行なった学生の感想】

国立ハンセン病資料館はハンセン病問題について、古代から近代までの歴史的な流れだけでなく、实物やジオラマ、写真、動画の展示を通して、より感覚的にこの問題を理解することができる施設であった。自分が、問題となった療養所での過酷な環境に置かれたことが想像しやすい展示内容であった。また、そのような環境が改善しても、患者や回復者とその家族に対する偏見、差別は続いている。偏見や差別をなくすためには、ハンセン病について正しい知識が必要だと学んだ。これは、ハンセン病問題に限らず、人種や年齢、障害の有無や性別、家柄など、他者とは違う一面を持つ人に対しても同じであると考える。今後も、多くの人が資料館に訪れ、この問題を風化させないようにするとともに、人権が尊重される社会を実現するために、相手を理解する必要性を知ることが大切だと感じた。

訪問に、忠告は向四の口がござる。この事は、

[出典：財団法人癪予防協会『昭和十二年度 癡患者の指導』1938(昭和13)年]



印がつけられた患者の家 1940(昭和15)年  
熊本県の本妙寺周辺に住む、患者を含む人  
びとを、警官らが一斉に強制収容した。収  
容の際には、患者がいると見なされた家の  
扉に大きな印がつけられた。

癪予防ラ  
国が中心  
6月25日  
の趣旨は  
(出典：山根/著)





